

農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業実施
要綱を廃止する要綱

農林水産省農林水産事務次官依命通知
制定 令和3年3月26日付け2経営第2988号

農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業実施要綱（平成26年4月1日付け25経営第3709号農林水産事務次官依命通知）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行による廃止前の農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき実施した事業に対する旧要綱の適用については、なお従前の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による読替え前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による読替え後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第1	平成30年11月27日改訂	令和2年12月15日改訂
第7の2	事業実施主体	国
別記1の第3の5	連携プロジェクト実施主体は、毎年度、事業実績報告（様式第1号）を作成し、翌年度の4月末日までに事業実施主体に提出するものとする。	平成30年度に採択された連携プロジェクトを実施した者は、事業実績報告（様式第1号）を作成し、令和3年度の4月末日までに農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）に提出するものとする。なお、経営局長は当該連携プロジェクト実施主体の同意を得た上で、当該事業実績報告の内容を事業実施主体に提供できるものとする。
別記1の第3の6	連携プロジェクト実施主体は、連携プロジェクト終了後2年間、成果普及状況報告（様式第3号）を作成し、毎	連携プロジェクト実施主体は、連携プロジェクト終了後2年間、成果普及状況報告（様式第3号）を作成し、毎

	年5月末日までに事業実施主体に提出するものとする。	年5月末日までに経営局長に提出するものとする。なお、経営局長は当該連携プロジェクト実施主体の同意を得た上で、当該成果普及状況報告の内容を事業実施主体に提供できるものとする。
別記1の第4の2の(4)	事業実施主体	国
様式第1号	事業実施主体 宛	農林水産省経営局長 宛
	(総括代表者名) (印)	(総括代表者名)
	農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業実施要綱	廃止前の農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業実施要綱
様式第3号	事業実施主体 宛	農林水産省経営局長 宛
	(総括代表者名) (印)	(総括代表者名)
	農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業実施要綱	廃止前の農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業実施要綱
様式第5号	(事業実施主体名) 経由 農林水産省経営局長 宛	農林水産省経営局長 宛
	(総括代表者名) (印)	(総括代表者名)
	農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業実施要綱	廃止前の農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業実施要綱
様式第6号	(事業実施主体名) 経由 農林水産省経営局長 宛	農林水産省経営局長 宛
	(総括代表者名) (印)	(総括代表者名)
	農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業実施要綱	廃止前の農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業実施要綱
様式第7号	(事業実施主体名) (印)	(事業実施主体名)
	農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業実施要綱	廃止前の農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業実施要綱